



宮城県（自保）指令第 1 号

栃木県小山市城北二丁目 4 番地 1 3

アラ・シゲン株式会社

令和 3 年 10 月 18 日付けで申請のありました林地開発行為の変更については、森林法施行条例（平成 12 年宮城県条例第 73 号）第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり変更することを許可します。

令和 4 年 4 月 6 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



記

変更事項

1 開発行為の面積

「8.6603 ha」とあるのを「14.0667 ha」とする。

2 土地利用計画の変更 申請図書のとおり。

3 許可の条件

以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。

- (1) 開発行為は申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (3) 開発行為に着手したときは、遅滞なく知事に届け出ること。
- (4) 開発行為が完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。また、県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講じるとともに、県の職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (6) 開発行為に関する土地の権利を譲渡したときは、遅滞なく知事に届け出ること。
- (7) 開発行為の目的、期間又は計画を変更しようとするときは、変更の許可を受け、

又は所要の届出をすること。

- (8) 開発行為の施工中に災害が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。
- (9) 開発行為は防災施設の設置を先行し、下流に対する安全を確認した上で行うこと。
- (10) 開発行為は、許可の日から起算して1年以内に着手すること。
- (11) 毎年10月31日現在の工事施工状況を、その年の11月30日までに知事に報告すること。
- (12) 開発する区域と残置森林等の保全する区域の境界を、現地で明確に表示して現場管理を行うこと。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、森林法（昭和26年法律第249号）第190条第1項の規定により、不服申立てをすべき行政庁は公害等調整委員会となります。この場合、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

担当：環境生活部自然保護課

みどり保全班

電話：022-211-2676（直通）

F A X：022-211-2693